

次世代育成支援対策推進法に基づく  
**一般事業主行動計画**

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 37 年 3 月 31 日までの 9 年間

2. 内容

目標 1：子が 10 月 1 日生まれの場合、1 歳 6 か月に達する日が 3 月 31 日となることから、4 月 1 日から保育所に入所できたとしても慣らし保育期間(通常 2～3 週間) を勘案すると 1 カ月程度は出勤が不可能であるため育児休業の期間についてのヒアリングを実施し、職員のニーズ把握と具体的改善策を講ずる。

<対策>

- 平成 28 年 4 月～ 職員へのヒアリング、検討開始
- 平成 28 年度～ 管理部によるヒアリングの実施、具体的改善案の策定、組織決定と制度の施行、イントラによる周知

目標 2：他に子の看護を委ねることができる状況にない職員は、たとえば子がインフルエンザに罹患した場合、最低 7 日間は登園できないことから、予後の経過も考慮し、子の看護休暇を十分な日数に改める。

<対策>

- 平成 28 年 4 月～ 職員へのヒアリング、検討開始
- 平成 28 年度～ 管理部によるヒアリングの実施、具体的改善案の策定、組織決定と制度の施行、イントラによる周知

目標 3：地域によっては学童の待機児童が発生しているとともに学童によっては終了時間が早いところもあるため育児のための所定外労働の制限を小学 4 年生に達するまで等、上限を緩和する。

<対策>

- 平成 28 年 4 月～ 職員へのヒアリング、検討開始
- 平成 28 年度～ 管理部によるヒアリングの実施、具体的改善案の策定、組織決定と制度の施行、イントラによる周知